

名古屋市告示第607号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第 341号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した形質変更時要届出区域は、令和 4年名古屋市告示第 739号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 6年12月11日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定を解除する区域

名古屋市昭和区高辻町1302番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

一・二—ジクロロエチレン（土壤溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（原位置での浄化による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課